

恒例の川崎市との環境行政懇談会を1月21日に開催した。1年以上かけて検討してきた地球温暖化対策計画書制度が昨年4月から施行されている（提出期限は昨年11月末）。この計画書制度については、様々な課題があることから、検討段階で、川崎市と懇談会を2回開催し産業界の意見を伝えた。今回は、その後のフォローアップと新たな課題について意見を交換した。

#### 計画書の提出状況と未提出企業の公開

11月の締め切り前に、川崎市より対象と思われる全事業所へ通知するなどにより、対象の約9割の事業所が提出済み。未提出企業には電話による依頼を実施中であり、このあと勧告し、それでも提出しない事業所は公開することとなる。

#### 計画書の公表

提出された計画書の一部を公開する予定であるが、内容を精査し、公開した場合に誤解を与え



#### あいさつする丹村副会長・環境委員長

かねない記述箇所については修正を依頼しているところ。1月末から2月初めにかけて精査の終わった企業の計画書を公開する予定。

#### その他

飛散性アスベストについては法規制があるが、スレート建材などの非飛散性アスベストが放置されているので新たな条例を検討中。また、土壌汚染法の改訂に合わせ、市条例の改訂を検討している。